

井崎専用住宅

B-3

单身不可

家族世帯可

※給湯ボイラーは灯油

※キッチンはガスコンロ

※ 申し込みは、1戸(1箇所)のみ

申込期限 毎月 20 日 12 時まで

(土日祝の場合前開庁日 12 時まで)

町営住宅入居者募集要項

項 目		内 容
1	住 宅 の 名 称	井崎専用住宅 B-3 (若狭町井崎44-18-18)
2	住 宅 の 規 格	3LDK (和室6帖、和室4帖半、洋室6帖、LDK) A=77.85㎡
3	住 宅 使 用 料	月額 48,000円
4	入 居 者 資 格	① U・Iターン者等移住者で、町内の各産業に従事し現に住宅に困窮していることが明らかな者。
		② U・Iターン者等移住者で、町内外の勤務を問わず、町内に定住を希望し現に住宅に困窮していることが明らかな者。
		③ 町外からの移住者で、町内に住所または勤務場所を有し、住宅に困窮していることが明らかな者。
		④ 町内在住の次男、三男等の勤労者で住宅に困窮していることが明らかな者。
		⑤ 現に住宅に困窮していることが明らかな者。
		⑥ 申込者の年齢は、満年齢60歳以下であることを原則とします。 ただし、町内企業の管理者等で一時居住の場合は年齢を問いません。
5	申 込 方 法	入居申込書に必要書類を添えて、若狭町役場 三方庁舎 建設課へ提出(土日祝日を除く)
6	申 込 期 間	毎月20日 12:00まで(土日祝の場合前開庁日12:00まで)
7	選 定 方 法	① 入居者の選考優先順序は、上記入居者資格①～⑥の順とします。
		② 入居申込者が、入居戸数を超える場合は、上記①および住居に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いが高い者から入居者を決定します。
		③ 上記②においても順位を定めがたい場合は、公開抽選によって決定します。
		④ 住宅困窮度の判定基準は、入居者選定委員会の意見を聞いて定めます。
8	入 居 可 能 時 期	翌月中(手続きにより遅れることもあります。)
9	入 居 期 間	契約期間は、契約締結日から3年間とします。ただし更新することができるものとし、賃貸借の期間は当初の契約日から最長10年を原則とします。
10	そ の 他	① 入居決定通知の日から10日以内に、保証人の連署する賃貸借契約など所定の手続きが必要となります。
		② 上記①の手続きと同時に、敷金として住宅使用料の3か月分144,000円の納付が必要となります。
		③ 電気、上下水道、ガス、灯油ボイラーおよびCATV加入金・視聴料等の費用は入居者負担となります。
		④ 自治会(井崎区)への加入および自治会費用が必要となるほか、自治会活動への参加協力が求められます。
		⑤ 住宅の汚損や近所に迷惑となるようなペットの飼育は禁止いたします。

若狭町営住宅入居申込書

申込者	本籍					電話連絡先		
	現住所					自宅:		
	通知連絡場所					携帯:		
入居世帯構成	氏名	年齢	続柄	勤務先		電話	所得年額 (千円)	
				名称	所在			
申込理由	(退去後の予定・若狭町に定住を希望するかどうかを含めた内容を詳細に記入すること。)							
							
							
							
							
							
現在の居住状況等	住居	住宅延面積	畳及び部屋数		月額家賃	付近の見取図(別添可)		
	(1) U・Iターン	m ²	畳	部屋	円			
	(2) 持家							
	(3) 借家							
	(4) 間借							
	(5) 寮							
	(6) 下宿							
	(7) その他							
※ 現在の居住状況欄は該当するものに○印を付けて下さい								
申込みの住宅種別		井崎専用住宅 B-3						

上記のとおり町営住宅の入居申込をします。

なお、私及び私と同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。以下同じです。)は、暴力団員ではありません。このことが事実と相違する場合は、申込みを無効とされても異議を申し立てません。また、私及び私と同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員であるか否かの確認のため、敦賀警察署又は小浜警察署に照会することに同意します。

この申込書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

若狭町長 殿

申込者氏名

印